

連載

日 本 語

読解力を鍛える思考のレッスン

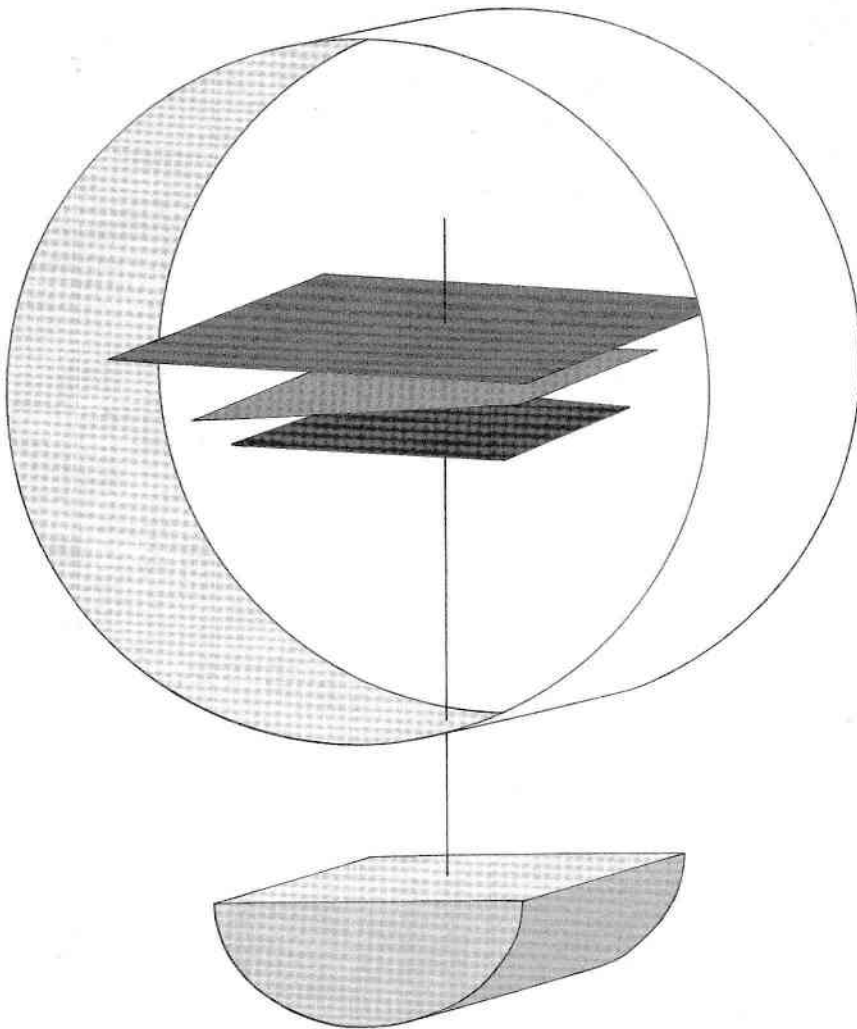
「深 読 み」の ス ス メ

第 7 回

契約書はどこが奇妙なのか

阿部公彦

(英米文学者)



善意と熱気で始まったはずの国語教育改革が
かくも迷走したのはなぜか。
無視してはいけないのは、ことばが背負う呪術性。
駐車場の契約書にさえ、独特な呪縛力が宿る。
言語教育の出発点をどう見直せばいいのか。

この連載の冒頭でも紹介したように、国語という科目をどのように教えるかについて、この数年、熱い議論がかわされてきました。その火付け役となったのは、大学入学共通テストの方向性を示す記述式問題のモデル問題例です。ここには従来見られなかった新機軸の問題文として駐車場使用契約書などが組み込まれていました。

新趣向のテストというものは物珍しさも手伝ってメディアなどでもおもしろがられて注目を浴びるものです。この新問題もはじめは好意的な反応があったように思いますが、少し時間がたつと問題点がありました。その後、高校国語に「論理国語」「文学国語」といった新しい選択科目の区分けが生まれたことがセンセーショナルに取り上げられたことも手伝い、生徒たちが文学作品を読まずに駐車場の契約書ばかり読まされるのではないかと危惧も広がりました。今では駐車場の契約書は、「国語教育の迷走」を示す象徴的な例としてことあるごとに言及されるようになっていきました。

国語の時間で

契約書を読みたい人のために

こうした危惧は一部誤解や誇張もあったかもしれませんが、まったく杞憂とも言い切れないところがありました。紅野謙介さんによる『国語教育の危機』、

『国語教育 混乱する改革』（共にちくま新書）や五味典嗣さんの『国語の時間』と対話する 教室から考える」（青土社）はこうした問題にからめて、国語の学習指導要領や共通テストに内在するさまざまな課題を丁寧に指摘しています。是非、参照していただければと思います。試験問題に出題されるような文章は学校の授業でも優先的に扱われがちなので、駐車場の契約書に限らず「実用文」というくりに入るものが国語教材の中心となっていくとどのような波及効果が想定されるのか、じっくり検討しておく必要があります。

念のために断っておくと、私は駐車場の契約書が国語の時間で扱われること自体にそれほど批判的ではありません。こうした素材はこれまでも教科書に組み込まれてきましたし、まったく新規な試みということではありません。もちろん生徒がそうしたものに早い段階で触れておくことにも意味はあります。

しかし、問題は扱われ方です。とりわけ、こうした文書をわざわざ注目をひく形で共通テストに組み込むことで助長されるかもしれない、ある種の考え方には注意する必要があります。そこに垣間見えるのは、このような種類の文章をたくさん読ませ慣れさせれば、生徒がより効率的にそれらを扱える人になるという単純な発想です。果たしてこれは、国語教育の柱をなすべき考えとして適切でしょうか。

契約書は特殊な文章です。私たちがふだん接する多くの文章と並べてみると明らかに不自然で、ロ

ーカル”なことばの使い方に依存しています。それくらい一般性のないルールに従って書かれたものを、まだ標準的な日本語の書き方も習得できていない段階の生徒に無批判に押し付けることは果たして望ましいのでしょうか。契約書的な文章の書き方を既定路線として受け入れさせるよりも、どこにそうした文章の特徴があり、どこが奇妙であったりおもしろかったりするのかを確認することからはじめるべきではないか、と私は考えます。「論理性がはつきりしている」というのがこうした問題を導入する際の大義名分となっていますが、実際には文章が明晰すぎると設問はつくりにくいので、問題文の作成者は妙なツツコミどころを無理やり、発掘せざるをえません。結果、やたらと問題文の量が増えたり、あまり本質的でないひっかけ問題を出題したりということにもなるでしょう。そうしたアプローチは言語運用能力を高めるという観点からも非効率的ですし、生徒の文章一般に対する考えをゆがめってしまう恐れがあります。

そんなことを踏まえたうえで、あらためて契約書の文章としてのあり方をじっくり観察してみたいと思います。契約書はいったいどこが「特殊」なのでしょう。契約書といえども文章であることには変わりません。そこにはそうした文章ならではの「形」があります。今回もまずはその「形」について考察することからはじめます。以下に引用するのは、記述式問題のモデル問題例の設問中に組み込まれた駐

車場の契約書です。文章としての辺りが独特か、考えてみましょう。

駐車場の契約書の「語尾」に注目する

左の文例で明らかに目につくのは語尾です。「締結する」「賃貸する」といった終止形（基本形）が目につきます。こういった語尾が続くことは、ふつうの文章や会話ではあまりないので、何となくおさ

まりが悪く感じます。どこか不自然に押しつけがましく、過剰で、ただ事ではない感じがします。しかし、この「ただ事ではない感じ」はまさにこの文章の狙いだとも言えます。なぜなら、この文章は「ただの文章」以上のものとして機能しようとしているからです。その感じをさらに強めるのは「更新されるものとする」「支払うものとする」「更だ言い方です。これらが生み出す「ただならぬ感じ」はどこから来るのでしょうか。

多くの場合、ことばは私たちにとって「現実未満」のものとして感じられます。たとえば「今日のパーベキューは楽しかったね」ということばは、そこで言及されているパーベキューという出来事そのものではなく、パーベキューについての感想です。言ってみれば、パーベキューの後から遅れてやってくる木霊キナミのようなもの。今さらパーベキューについて何を言おうと、やってしまったものは取り返しがつかない。食べてしまった肉は戻ってきません。取り返

大問全体の出題のねらい

論理が明確な「契約書」という実社会とのかかわりが深い文章を題材とする言語活動の場を設定することにより、テキストを場面の中での的確に読み取る力、及び設問中の条件として示された目的等に応じて表現する力を問うた。

モデル問題例2

問 転勤の多い会社に勤めているサユリさんは、通勤用に自動車を所有しており、自宅近くに駐車場を借りている。以下は、その駐車場の管理会社である原パークとサユリさんが締結した契約書の一部である。これを読んで、あとの問い(問1～3)に答えよ。

駐車場使用契約書

貸主 原パーク(以下、「甲」という。)と 借主 ○○サユリ(以下、「乙」という。))は、次のとおり駐車場の使用契約を締結する。

第1条 合意内容

甲は、乙に対し、甲が所有する下記駐車場を自動車1台の保管場所として使用する目的で賃貸する。

(駐車場の表示)

住所 東京都新川市新川朝日町2丁目3番地
名称 原パーク第1
駐車位置番号 11番

第2条 期間

乙の使用する期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の一年間とする。契約期間満了までに甲、乙いずれか一方から何等の申し入れがない時は、さらに一年間の契約が自動的に更新されるものとする。

第3条 駐車料金

乙は、以下のとおり駐車料金を支払うものとする。

敷金(※注) 金20,000円
月額駐車料金 金21,600円(税込)
支払期日 毎月末日までに翌月分を支払うものとする
支払方法 甲指定の銀行口座への振込

第4条 駐車料金の改定

甲は、この契約期間中、物価の変動、経費の増加、近隣駐車料金その他の経済情勢の変動により、月額駐車料金が不相当と認められるときは、これを改定できるものとする。

モデル問題例2

第5条 乙の注意義務

乙は、駐車場の使用にあたって、次のことをしてはならない。

- (1) この契約により取得した権利を他に譲渡又は転貸すること。
- (2) 他の駐車場使用者の迷惑となること。
- (3) 爆発物や危険物等、法律で禁止されているものを持ち込むこと。
- (4) 甲が定める駐車場の管理規則に違反すること。

第6条 解約事由

乙に次のことがあった場合には、甲は何らの催告を要せず、この契約を直ちに解除できるものとする。

- (1) 駐車料金の納期期限後、1か月を超過しても支払いがないとき。なお、その場合は、超過した1か月分についても駐車料金が発生するものとする。
- (2) 前条に定める注意義務事項に違反したとき。

第7条 途中解約

契約期間中であっても、乙は甲に対して解約日の1か月前までに、甲は乙に対して6か月前までに書面により予告することによって、本契約を解約することができる。ただし、乙はこの予告なしに本契約を解約するときは、1か月相当額の駐車料を支払うものとする。

第8条 返還義務

乙は、この契約を終了又は解約したときは、解約日の翌日から甲に駐車場を明け渡さなければならない。

(※注)敷金…土地の賃貸借に際して、賃料の支払いやその他の契約上の債務を担保するために、借主から貸主に交付される金銭のこと。

独立行政法人 大学入試センター「大学入学共通テスト(仮称)」

記述式問題のモデル問題例 平成29年5月 P.16~17

(<https://www.dnc.ac.jp/albums/abm00009385.pdf>より)

しがつかない現実の前にことばは無力のようにも感じられます。

もちろん、ことばは遅れるだけではなく、先んじることでもできます。たとえば「明日のパーベキューはどこでやる？」といった形で計画を立てることはできる。こうしたことは現実には大きな影響を与えるでしょう。しかし、このように仮定的なことばを使うときも、心のどこかで私たちは、これはことばにすぎない、現実そのものではない、といった安心感を持つているかもしれません。ほんとうに大事なものは現実なのだ、と。だから、安心して計画を立て直したり、いくつものプランを同時にながめながら検討したりもできる。

では、このように遅れたり先んじたりすることは、現実に対してほんとうに「無力」なのでしょう。そうとも言い切れません。当然ながら、ことばはどんな現実もまるで過去のものであるかのように扱ってきました。人間の認知には必ず「反応時間」が伴います。現実をことばにするという行為にも必ず「時差」が伴うのです。ことばは必然的に遅れる。そもそも現実の認識とは、時差を織り込んだ行為だということなのです。しかし、興味深いことに、人間の脳にはそうした時差がまるでないかのように上手に勘違いするメカニズムも備わっているようです。つまり、遅れて認識しているのにその遅れ部分を補正し、まるで同時に認知しているかのように錯覚しているというのです。遅れていることを理由にことば

が無力だと主張しはじめると、あらゆる認識やひいては科学的言説ですらも、無力だ、役に立たないといつた烙印を押されかねませんが、実際には私たちは時差を上手に補正しながら、私たちが生きる世界と向き合うための装置として知覚やことばを活用しているわけです。

いまだ起きていない出来事や行為についてのことばも、同じように「時差」を上手に受け止めることで機能します。未来のことや目に見えないことを、今そこにある現実として想像したり、対処したりすることで、社会や個人は生きるために有用な枠組みをつくったり、目標を定めたりしてきました。ここでもことばは「時差」を超えて現実と拮抗してきたわけです。

なぜ契約書は「ただ事ではない」のか

そこであらためて契約書の文言を見てみると、その大きな特徴として今述べたような「現実未満」という意識がないことに気づきます。そのかわりにあるのは、ことばと現実とを楽天的といっているほどに同一化させようとする意図です。そこではもはやことばと現実とは「拮抗」しておらず、ことばがまるで「もの」や「事」そのものとして振る舞おうとしています。

「ただ事でない」と感じさせるのはそのためです。「締結する」「賃貸する」「更新されるものとする」とい

った契約書の文言は、「現実未満」の何かとして現実を描写したり、現実の計画を立てたりするのはなく、そのことば自体が効力を発揮することによって、まさに締結したり、賃貸したりする。また「更新されるものとする」という持つて回った言い方は、そこにワンクッションおいた時間の経過が差し挟まれることを示していますが、それでも有無を言わず未来の現実を規定しようとしている点は同じです。この文言は単なる読み手ではなく、明確に受け手、もしくは対象者を想定したものであり、かつその受け手／対象者に力づくといつてもいいような形で働きかけてくるのです。

「する」という語尾は、通常は基本形として注目すらされないかもしれませんが、あえてこの基本形をそのまま文の中で使い、かつそれを連続させることで際立たせて「(する)の文脈」を用意すると、このように強い拘束感を持たせることができるのは興味深いところです。逆に言うと、文脈のないところでいきなり「締結する」などと孤立的に使っても、十分な拘束感を発揮させることはできません。それがまさにこうした文言の特殊性を示しています。

このことをあらためてまとめると、次のようなことが言えるでしょう。過去を振り返るにせよ、未来を見やつて計画を立てるにせよ、私たちは現実との相互関係の中でことばを運用します。ある程度、現実の「顔」を立てつつ、ときにはことばの表現力を通して現実の見方を変えたり、現実そのものの行方